

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【規則】

○ 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

税務課

### 【告示】

（県例規集登載）

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退

健康推進課

○ 特定計量器定期検査

産業企画課

### 【公告】

○ 落札者等の決定

税務課

○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧

経営支援課

○ 道路の位置の指定

建築指導課

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

警察本部会計課

○ 落札者等の決定

警察本部会計課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県規則第四十二号

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則

岡山県税条例施行規則（昭和二十九年岡山県規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の三中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（条例第三条第三項に規定する地方税共同機構に払い込むことができる徴収金）

第六条の四 条例第三条第三項に規定する規則で定める徴収金は、次に掲げるものとする。

- 一 法人の県民税並びにその延滞金及び加算金
- 二 法人の事業税並びにその延滞金及び加算金

第七条第一項中「次に掲げるもの」を「自動車税」に改め、同項各号を削る。

第八条中「条例第五十三条の二第二項、条例第五十七条の二第二項、条例第七十条第三項、条例第二百二条第四項、条例第四百四条の二十五第二項、条例第四百十三条第四項、条例第四百九条の二第二項、条例第五百三十三條の二第二項及び条例」を「第五十三条の二第二項、第五十七条の二第二項、第七十条第三項、第四百四条の二十五第二項、第五百五条の十六第四項、第一百三十三条第四項、第一百九条の二第二項、第一百三十三条の二第二項及び」に改める。

第十二条の二第二号中「自動車税完納証明」を「自動車税種別割完納証明」に改め、同条第三号中「借入れ」を「借入れ」に改める。

第十四条の表二十四の項中「公示送達書（自動車取得税・自動車税用）」を「公示送達書（自動車税用）」に改める。

第十七条の二の表四の項中「法人事業税の申告納付期限延長の承認通知書」を「法人事業税・特別法人事業税の申告納付期限延長の承認通知書」に改め、同表五の項中「法

人事業税の申告納付期限延長の  
取消 通知書 を  
変更 「法人事業税・特別法人事業税の申告納

付期限延長の  
取消 通知書 に改め、同表十の項中「法人事業税の更正請求不承認通知書」

変更 「

「法人事業税」の更正請求不承認通知書に改める。  
 を 特別法人事業税 「

第二章中第五節を削り、同章第五節の二を同章第五節とする。

第二十七条の二を第二十七条の八とし、第二章第六節中同条の前に次の六条を加える。

(自動車の付加物明細書)

**第二十七条の二** 自動車を取得した者は、条例第二百五条の九第一項の申告書、同条第二項の報告書又は第二百五条の十第二項の修正申告書を知事に提出する際に、自動車の付加物明細書を添付しなければならない。

(納税済印の押印)

**第二十七条の三** 知事は、条例第二百五条の十一第二項の規定による現金の納付を受けた場合(条例第三条の二の規定により同条に規定する電子情報処理組織を使用して納付された場合を除く。)は、条例第二百五条の九第一項の申告書又は第二百五条の十第二項の修正申告書に納税済印を押印するものとする。

(環境性能割の減免の対象)

**第二十七条の四** 条例第二百五条の十六第一項第一号の身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付された身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級のー
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級

令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

ヒト免疫不全ウィ	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	障害	乳幼児期以前の非進行性病変による運動機能障害	上肢機能	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由	音声機能の障害
						移動機能						
一級から三級までの各級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級		一級から六級までの各級	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から三級までの各級及び五級	一級から六級までの各級	一級及び二級	三級（気管を開口している者に係る場合に限る。）

令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

二 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付された戦傷病者手帳（以下「戦傷病者手帳」という。）の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表の二又は第一号表の下三に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（気管を開口している者に係る場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症及び第一款症から第三款症までの各款症

肝臓機能障害	一級から三級までの各級
ルスによる免疫機能障害	

心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症

2 条例第百五条の十六第一項第三号又は第四号の規定に該当して環境性能割の減免を受ける場合には、前項の規定にかかわらず、同条第一項第一号の身体に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則別表第五号に定める障害の級別に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から三級までの各級及び四級の一
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能の障害	三級（気管を開口している者に係る場合に限る。）

令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害	心臓機能障害	障害	動機能	よる運	病変に	行性脳	の非進	期以前	乳幼児	体幹不自由	下肢不自由	上肢不自由
							移動機能	上肢機能									
	一級から三級までの各級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	一級及び三級	機能障害をもつ者を除く。	一級から三級までの各級（三級のうち一下肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級及び二級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	一級から三級までの各級	一級及び二級						

令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

二 戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法別表第一号表の二又は第一号表の三に定める障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の程度
視覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第四項症までの各項症
音声機能の障害	特別項症から第二項症までの各項症（気管を開口している者に係る場合に限る。）
上肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第四項症までの各項症
心臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸	特別項症から第三項症までの各項症

肝臓機能障害	一級から三級までの各級
--------	-------------

の機能障害	小腸機能障害	
	特別項症から第三項症までの各項症	特別項症から第三項症までの各項症
肝臓機能障害		

3 条例第百五条の十六第一項第二号の精神に障害を有し歩行が困難な者のうち規則で定めるものは、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者のうち障害の程度が重度であるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十二条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定を受けている者のうち精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める一級の精神障害の状態にあるものとする。

4 条例第百五条の十六第一項第五号の構造上身体障害者等の利用に供する自動車であつて規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する自動車とする。

一 自動車登録番号のうち分類番号（自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）第十三条第一項第二号の分類番号をいう。次号及び第二十九条の六第一項第二号において同じ。）が同令別表第二の六の項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の車体の形状の欄が次のいずれかに該当する自動車

イ 車いす移動車

ロ 入浴車

ハ 身体障害者輸送車

二 次のいずれにも該当する自動車

イ 身体障害者等と生計を一にする者が当該身体障害者等のために運転する自動車であつて、当該身体障害者等が取得するもの（当該身体障害者等が自動車を取得できないことについて特別の事情があると知事が認める場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。）

ロ 自動車登録番号のうち分類番号が自動車登録規則別表第二の三の項又は五の項の下欄に掲げるものであつて、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に自家用と記載されている自動車

ハ 知事が別に定める構造を有する自動車

三 構造上専ら身体障害者等が運転するための自動車であつて、自動車検査証の自家用・事業用の別の欄に事業用と記載されているもの

四 乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないバスのうち知事が別に定める構造を有するもの

(環境性能割の減免の額)

**第二十七条の五** 条例第百五条の十六第二項の規則で定める額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 条例第百五条の十六第一項第一号から第四号までに掲げる自動車 当該自動車の取得価額と三百万円(当該自動車が身体障害者等が運転し、又は身体障害者等の利用に供するための特別の構造を設けているものである場合には、取得価額のうち当該特別の構造を設けるために要した費用に相当する額を三百万円に加算した額)とのいずれか少ない額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)に当該自動車に係る環境性能割額の算定に用いた税率を乗じて得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

二 条例第百五条の十六第一項第五号に掲げる自動車(前条第四項第一号及び第二号に掲げる自動車に限る。)及び条例第百五条の十六第一項第六号に掲げる自動車 当該自動車に係る環境性能割額に相当する額

三 条例第百五条の十六第一項第五号に掲げる自動車(前条第四項第三号及び第四号に掲げる自動車に限る。) 取得価額のうち身体障害者等が運転し、又は身体障害者等の利用に供するための特別の構造を設けるために要した費用に相当する額(当該額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)に当該自動車に係る環境性能割額の算定に用いた税率を乗じて得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

四 条例第百五条の十六第一項第七号に掲げる自動車 知事が別に定める額  
(条例第百五条の十六第三項に規定する自動車)

**第二十七条の六** 条例第百五条の十六第三項各号列記以外の部分の規則で定める自動車及び同項第一号に規定する同条第一項の規定により環境性能割の減免を受けた規則で定める自動車は、第二十七条の四第四項第一号、第三号及び第四号に掲げる自動車とする。

2 条例第二百五条の十六第三項第一号に規定する条例第一百三十一条の規定により種別割の減免を受けている規則で定める自動車は、第二十九条の七に規定する自動車とする。

(環境性能割の減免手続)

第二十七条の七 条例第二百五条の十六第四項の規定による減免の申請は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日までに行わなければならない。

一 条例第二百五条の十六第一項第一号から第四号までに掲げる自動車 当該自動車の取得の日から一月を経過する日

二 条例第二百五条の十六第一項第五号及び第六号に掲げる自動車 当該自動車の取得の日

三 条例第二百五条の十六第一項第七号に掲げる自動車 知事が別に定める日

2 条例第二百五条の十六第四項の規定により減免に係る申請書(同条第一項第一号から第四号まで及び第二十七条の四第四項第二号に掲げる自動車の取得に係るものに限る。)を提出する者は、当該申請書の提出の際に、当該自動車を運転する者の運転免許証及び当該減免に係る身体障害者等が交付を受けている次に掲げる書類(同条第一項から第三項までに規定する障害の程度に該当するものに限る。)を提示しなければならない。

一 身体障害者手帳

二 戦傷病者手帳

三 療育手帳

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条第二項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(第二十九条の八第二項第四号において「精神障害者保健福祉手帳」という。)

3 知事は、前項の規定により同項各号に掲げる書類の提示を受けたときは、当該書類に自動車税減免申請済印を押印するものとする。

第二十八条の見出しを「(自動車税種別割課税免除該当通知等)」に改め、同条中「自動車税課税免除該当通知書」を「自動車税種別割課税免除該当通知書」に、「自動車税課税免除非該当通知書」を「自動車税種別割課税免除非該当通知書」に改める。

第二十九条中「自動車税課税免除該当自動車運転日誌」を「自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌」に改める。

第二十九条の二の見出しを「(積雪による種別割の税率の特例に係る手続)」に改める。

第二十九条の四の見出しを「(売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除の申告書に添付する書類)」に改め、同条第三号中「返れいされた」を「戻戻された」に改め、同条第四号中「受けとる」を「受領する」に改める。

第二十九条の五の見出し中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同条中「売主に係る自動車税の第二次納税義務免除通知書」を「売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除通知書」に、「売主に係る自動車税の第二次納税義務免除不承認通知書」を「売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除不承認通知書」に改める。

第二十九条の六の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一号中「第二十一条の四第三項第一号」を「第二十七条の四第四項第一号」に改め、同項第二号中「自動車の登録番号」を「自動車登録番号」に改める。

第二十九条の八の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第二項中「第二十一条の四第一項及び第二項」を「第二十七条の四第一項から第三項まで」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 条例第百十三条第一項第一号から第四号までに掲げる自動車に係る種別割について減免を受けている者は、前三項の規定にかかわらず、知事が別に定める日までに、知事が別に定める継続申請書により同条第四項の規定による減免の申請を行うことができる。

第三十条の表を次のように改める。

番号	文書の名称	根拠法令	様式番号
一	自動車税環境性能割修正申告書	条例第百五条の十第二項	第八十六号の二
二	自動車の付加物明細書	第二十七条の二	第八十六号の三
三	納税済印	第二十七条の三 条例第百九条の二第二項	第八十六号の四



種別割」 第113条第4項」 第113条第4項」  
 取得税」を「環境性能割」及び「自動車税（年度分）」を「種別割（

「	「
年度分）」及び	「第10
※	※
円	千円
を	を
」	」

2条第1項第3号若しくは第4号」を「第105条の16第1項第3号若しくは第4号」に改め、同様式を様式第十一号（その四…自動車税環境性能割・種別割（身体障害者等）用）とする。

様式第十一号（その五…自動車取得税・自動車税（身体障害者等以外）用）中「

自動車取得税 減免申請書 を 「環境性能割 減免申請書」及び「自動車取得税 減免申請書」を 「環境性能割 種別割」及び「自動車税 種別割」に改め、同様式を様式第十一号（その五…自動車税環境性能割・種別割（身体障害者等以外）用）とする。

様式第十一号（その六…自動車税用）中「自動車税減免申請書内訳」を「自動車税種別割減免申請書内訳」に改め、同様式を様式第十一号（その六…自動車税種別割用）とする。

様式第二十六号（その二…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）一般用）表中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」及び「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式（裏）中「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式を様式第二十六号（その二…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）一般用）とする。

様式第二十六号（その三…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）電算用又はクレジットカード納付用）中「自動車税納税証明書」を「自動車税

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

種別割納税証明書」を「自動車税」を「自動車税種別割」に改め、同様式を様式第二十六号（その三…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）電算用）とする。

様式第二十六号（その四…自動車税（継続検査・構造等変更検査用）口座振替用）中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」とし、「自動車税」を「自動車税種別割」とし「の自動車税」を「の自動車税種別割」に改め、同様式を様式第二十六号（その四…自動車税種別割（継続検査・構造等変更検査用）口座振替用）に改める。

様式第二十七号の一（その一）中

県税取扱費		円
税目	件数	
法人県民税		
法人事業税		
個人事業税		
不動産取得税		
ゴルフ場利用税		
自動車取得税		
自動車税		
鉱区税		

令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

計	

「を

県税取扱費	円
税目	件数
法人県民税	
法人事業税	
個人事業税	
不動産取得税	
ゴルフ場利用税	
自動車税環境性能割	
自動車税種別割	
鉾区税	
計	

」





# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の3 (その1) (第30条関係)

自動車の付加物明細書  
(一般用)

自動車登録 番号	
-------------	--

取得者	住所
	氏名

付加物に該当するもの											
種類	標準 装備	標準外 装備	製造 業者名	取得 価額	備考	種類	標準 装備	標準外 装備	製造 業者名	取得 価額	備考
オートラジオ						その他の鏡類					
オートアンテナ						つり皮					
スピーカー						泥除け					
ヒーター						ルーフラック					
エアコン (クーラー)						スキーラック等					
時計											
ライター											
ウインドウォッシャー											
ネオンランプ											
その他のランプ類											
バックホン											
その他の音声装置											
ワイドルームミラー											

- 注 1 付加物とは、自動車の付属用品のうち通常自動車の取付用品といわれるもの（例えば、ヒーター、エアコン等）をいい、シートカバー、ハンドルカバー、ボディーカバー等のカバー類、マット類、ヘッドレスト、オートピローの類、スペアタイヤ、タイヤチェーン、標準工具、毛バタキ、洗車ブラシ等の洗車用具のようなものは含まれません。なお、上表には登録等の時までに取得されたものについて記入してください。
- 2 付加物の取得価額が5,000円以上のものについては、製造業者名及び取得価額を記入してください。

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の3 (その2) (第30条関係)

(表)  
自動車の付加物明細書  
(特種用途自動車)

自動車登録番号	
用 途	

取得者	住所
	氏名

付加物名	製造業者名	取得価額	備 考


注 裏面に書いてあるもの以外のものについて記入してください。

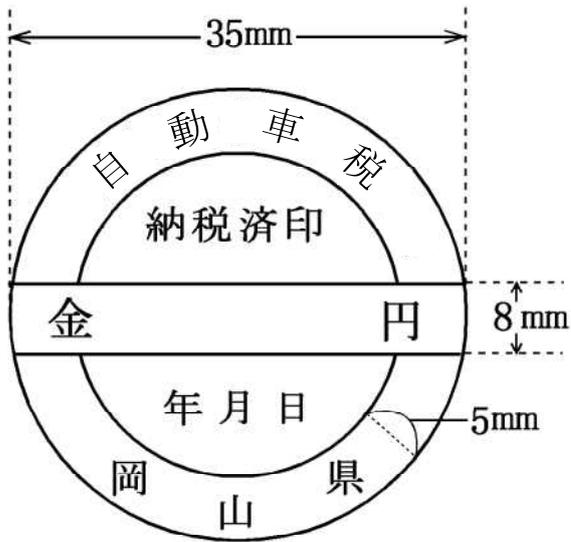
# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

(裏)

自動車の種類	付加物にならない特別な機械又は装置	自動車の種類	付加物にならない特別な機械又は装置	自動車の種類	付加物にならない特別な機械又は装置
(1) トラッククレーン（荷役作業を行う自動車）	クレーン及び付帯装置	(13) 下水管・側溝清掃車（下水管又は側溝の洗浄作業又は清掃作業を行う自動車）	ポンプ、ろ過装置及び付帯装置	(25) テレビ中継車（テレビの現場中継を行う自動車）	テレビカメラ及び送信装置並びに付帯装置
(2) 高層作業車 } 架線修理車 } (高所で作業を はしご自動車等) } 行う自動車	伸縮式はしご及び作業台並びに付帯装置	(14) 変圧器車（故障時又は臨時の給電を行う自動車）	変圧器及び付帯設備	(26) 録画車（現場録画を行う自動車）	テレビカメラ、V.T.R等の設備
(3) 消防自動車 } 化学消防車 } (消防を行う自 動車)	消火用の機械及び装置	(15) ベルトローダ（航空機等の高所へ荷物を積み込む作業を行う自動車）	ベルトコンベアー及び付帯装置	(27) 移動スタジオ車（現場中継を行う自動車）	放送用の設備
(4) 排煙車（ビル火災等の場合に排煙を行う自動車）	吸引扇その他の排煙装置	(16) トラックミキサー（生コンクリートを運搬する自動車）	ドラムを回転させる機械装置	(28) 電源車（テレビ中継、映画撮影等の照明等の場合に給電する自動車）	発動発電機及び付帯装置
(5) 穴掘車（穴掘作業を行う自動車）	掘削機械及び付帯装置	(17) タンクローリー（石油、液化石油ガス等を運搬する自動車）	吸・排用ポンプ装置	(29) 写真現像電送車（取材現地より写真を電送する自動車）	現像、電送設備
(6) 建柱車（建柱作業又は穴掘を行う自動車）	穴掘、建柱又は抜柱用の機械及び付帯装置	(18) 粉粒体輸送車（粉粒体を運搬する自動車）	スクリュウその他の押出装置	(30) レントゲン車その他の医療防疫自動車（医療防疫を行う自動車）	レントゲン機械、その他の医療防疫用設備及び付帯装置
(7) パワーショベル車（掘削及び積載作業を行う自動車）	ショベル及び作動機械	(19) 冷凍車（食品を冷凍のまま運搬する自動車）	冷凍機械	(31) 採血車（集団採血を行う自動車）	血液保存、冷蔵庫、消毒設備等の設備
(8) くい打車（くい打作業を行う自動車）	くい打機械及び付帯装置	(20) 航空燃料補給車（航空機に給油する自動車）	吸・排用ポンプ装置及び脱水、ろ過装置	(32) 宣伝車（広報宣伝を行う自動車）	放送設備
(9) コンクリートポンプ（生コンクリートを高所に圧送する作業を行う自動車）	圧送機械及び付帯装置	(21) 散水車（路面等で散水する自動車）	ポンプ及び付帯装置	(33) 栄養指導車（料理の講習指導を行う自動車）	冷蔵庫、調理台等の設備
(10) 給気車（圧縮空気供給作業を行う自動車）	エアーコンプレッサー及び付帯装置	(22) リフトトラック（荷物を高所へ積み込む自動車）	荷箱上昇用装置	(34) 水質試験車、その他の試験車測定車（各種の試験、測定を行う自動車）	各種の試験、測定用の設備
(11) 路面清掃車（道路の清掃作業を行う自動車）	吸じん機械その他の清掃装置	(23) し尿汲取車（し尿汲取の作業を行う自動車）	バキュームポンプ及び付帯装置	(35) タラップ車（航空機の乗客の乗降に用いる自動車）	タラップ
(12) 高压洗浄車（路面に水を射出して洗浄作業を行う自動車）	高压ポンプその他の付帯装置	(24) じんかい車（じんかいの収集を行う自動車）	じんかい圧縮積み込み及び排水装置		

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の4 (第30条関係)



# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の5（その1）（第30条関係）

自動車税環境性能割 <sup>免除</sup> 申請書（譲渡担保財産） 還付	
年 月 日	
岡山県	県民局長 殿
	住 所 フリガナ 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>
自動車税環境性能割 <sup>免除</sup> を受けたいので、次のとおり申請します。 還付	
自動車登録番号	
譲渡担保設定者	住 所
	氏 名
譲渡担保財産設定年月日	
譲渡担保財産返還年月日	
免除（還付）されるべき 自動車税環境性能割額	
（譲渡担保設定者（債務者）の証明） 上記自動車は、譲渡担保財産に係る債務の完済により設定者に戻ったことを 証明する。 年 月 日 住 所 氏 名 <span style="float: right;">㊟</span>	

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の5（その2）（第30条関係）

自動車税環境性能割 <sup>免除</sup> 申請書（自動車の返還） 還付	
年 月 日	
岡山県 県民局長 殿	
住 所 フリガナ 氏 名 ㊤	
自動車税環境性能割の <sup>免除</sup> を受けたいので、次のとおり申請します。 還付	
自動車登録番号	
自動車を返還した販売業者	住 所
	氏 名
返還した自動車の取得年月日	
自動車の返還年月日	
免除（還付）されるべき自動車税環境性能割額	
(販売業者の証明) 上記自動車は、 の理由で 年 月 日に返還があつたことを証明する。 年 月 日 住 所 氏 名 ㊤	

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

様式第86号の6 (第30条関係)

自動車税 種別割 環境性能割 減免申請済 (自動車登録番号) 年 月 日	15mm
45mm	

様式第八十七号中「自動車税課税免除申告書」や「自動車税種別割課税免除申告書」並びに「自動車税」や「自動車税種別割」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」に定める。

様式第八十七号の二中「自動車税課税免除該当通知書」や「自動車税種別割課税免除該当通知書」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」並びに「自動車税は」や「自動車税種別割は」に定める。

様式第八十七号の三中「自動車税課税免除非該当通知書」や「自動車税種別割課税免除非該当通知書」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」に定める。

様式第八十六号中「自動車税課税免除該当自動車運転日誌」や「自動車税種別割課税免除該当自動車運転日誌」に定める。

様式第九十号中「売主に係る自動車税の第二次納税義務免除申告書」や「売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除申告書」並びに「の自動車税」や「の自動車税種別割」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」並びに「売渡し代金」や「売渡代金」並びに「受け取ることができなくなった」や「受領することができなくなった」並びに「を受け取る」や「を受領する」に定める。

様式第九十一号中「売主に係る自動車税の第二次納税義務免除通知書」や「売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除通知書」並びに「あった自動車税」や「あった自動車税種別割」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」並びに「売渡し代金中受け取ることができなくなった」や「売渡代金中受領することができなくなった」に定める。

様式第九十二号中「売主に係る自動車税の第二次納税義務免除不承認通知書」や「売主に係る自動車税種別割の第二次納税義務免除不承認通知書」並びに「あった下記の自動車税」や「あった下記の自動車税種別割」並びに「登録番号」や「自動車登録番号」に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第六項の規定 公布の日
- 二 様式第四十九号(表)及び(裏)並びに様式第五十四号の改正規定 農地中間管理事業の

推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第  
二号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

2 この規則による改正後の岡山県税条例施行規則（以下「新規則」という。）第十七  
条の二の表四の項、五の項及び十の項の改正規定並びに様式第三十四号、様式第四十  
三号及び様式第四十四号の改正規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）  
以後に開始する事業年度に係る特別法人事業税について適用する。

3 新規則の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自  
動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用し、施行日前の自動車の取得  
に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 新規則の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の施行日以後に納  
税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車  
税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に  
課する自動車税については、なお従前の例による。

5 この規則による改正前の岡山県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の  
間、所要の調整をして使用することができる。

（岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

6 岡山県税条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十八年岡山県規則第四十三号）  
の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成三十一年十月一日」を「令和元年十月一日」に改める。

◎岡山県告示第百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

富永薬局中島

所在地

倉敷市中島八五八―七

辞退年月日

令和元年八月十日

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

◎岡山県告示第三百八十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定期検査を次のとおり実施する。

なお、対象となる特定計量器は、ひょう量が五百キログラム以下の非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く）、分銅及びおもりとする。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 定期検査を行う区域、場所及び期日

区域	場	所	期	日
玉野市	岡山市農業協同組合備南営農センター 鉾立資材店	岡山市農業協同組合玉野支所	令和元年 十月	一日
〃	〃	〃	〃	二日
〃	〃	〃	〃	三日
〃	〃	〃	〃	四日
〃	〃	〃	〃	五日
〃	〃	〃	〃	六日
〃	〃	〃	〃	七日
〃	〃	〃	〃	八日
〃	〃	〃	〃	九日
〃	〃	〃	〃	十日
〃	〃	〃	〃	十一日
〃	〃	〃	〃	十二日
〃	〃	〃	〃	十三日
〃	〃	〃	〃	十四日
〃	〃	〃	〃	十五日
〃	〃	〃	〃	十六日
〃	〃	〃	〃	十七日
〃	〃	〃	〃	十八日
〃	〃	〃	〃	十九日
〃	〃	〃	〃	二十日
〃	〃	〃	〃	二十一日
〃	〃	〃	〃	二十二日
〃	〃	〃	〃	二十三日
〃	〃	〃	〃	二十四日
〃	〃	〃	〃	二十五日
〃	〃	〃	〃	二十六日
〃	〃	〃	〃	二十七日
〃	〃	〃	〃	二十八日
〃	〃	〃	〃	二十九日
〃	〃	〃	〃	三十日
〃	〃	〃	〃	三十一日

二 実施機関

岡山県指定定期検査機関 一般社団法人岡山県計量協会

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

〔三三七〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 調達件名

地方税電子申告等に係るASPサービス提供業務

## 二 契約期間

契約締結日から令和六年十二月十五日まで

## 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部税務課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

## 四 落札者を決定した日

令和元年七月三十一日

## 五 落札者の名称及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ

東京都江東区豊洲三丁目三番三号

## 六 落札金額

一月当たり一〇五、八四〇円（うち消費税額及び地方消費税の額七、八四〇円）

## 七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

## 八 入札公告日

令和元年六月二十一日

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

〔三三八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

## 一 届出事項の概要

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイレックス久世店

所在地 真庭市久世字花蔵二九三五番地一

### 2 届出者の氏名及び住所

(1) 氏名 藤田 清博

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

(2) 氏名 藤田 圭吾

住所 真庭市鍋屋一〇六番地七

### 3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 名称 ダイレックス株式会社

所在地 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 貞方 宏司

(変更後) 名称 ダイレックス株式会社

所在地 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬九三〇番地

代表者の氏名 代表取締役 多田 高志

### 4 変更年月日

令和元年五月一日

## 二 届出年月日

令和元年八月十三日

## 三 縦覧の期間及び場所

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

1 縦覧の期間

令和元年八月二十三日から同年十二月二十三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

〔三三九〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 号	指 定 年 月 日	岡山県指令備中局 建第二〇四四号 令和元年八月十四日	
道 路 の 位 置	井原市西江原町字二ツ畔三二八六番六、三二八六番四、三二八五番一〇、三二八五番一二、字瓜尻三二九三番二、三二九四番二、三二九四番六、三二九三番二地先道、三二九四番二地先道		
道路の幅員 (メートル)	四・一一	四・〇〇～ 四・〇二	四・一二
道路の延長 (メートル)	三・七六	二二・〇八	二・九五

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

〔三四〇〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市金井戸字北国府前二二九―一五、二二九―一九

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区国富二丁目二―七

林 隆志

三 許可番号

岡山県指令建指第一二〇号

# 令和元年8月23日 岡山県公報 第12120号

〔三四一〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和元年八月二十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 借入件名及び数量

交通事故現場図化用機器 一式

二 借入期間

令和元年十一月一日から令和六年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県警察本部交通部交通指導課

岡山市北区内山下二丁目二番六号

四 落札者を決定した日

令和元年八月一日

五 落札者の名称及び住所

リコーリース株式会社

東京都江東区東雲一丁目七番一―二号

六 落札金額

一月当たり五六六、五六八円（うち消費税額及び地方消費税の額四一、九六八円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

令和元年六月十一日